



平成19年5月11日

各位

会社名 明星工業株式会社  
代表者名 代表取締役 大谷 壽輝  
(コード番号 1976 大証第1部)  
問合せ先 取締役財務部長 印田 博  
(TEL 06-6447-0275)

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成19年5月11日開催の当社取締役会において、第65期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本定時株主総会において本プランをご承認いただいた場合は、本プランによる新株予約権無償割当てについて発行登録を行う予定です。

### 1. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上の取組みについて

#### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、1944年（昭和19年）の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コアの事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大のため、燃焼技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事及び環境関連事業にも取り組んでまいりました。

これらにより、当社の技術力は、ユーザーから高い信頼を得るとともに、地球規模の課題である省エネルギーや環境保全の推進により、企業価値の向上および株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、上記の分野において 国内・海外市場において長年培ってきた事業の豊富な実績と確かな技術力、次世代産業である環境分野のさまざまな領域における施工実績、ユーザーのあらゆるニーズに対応するため確立された設計・施工のトータルエンジニアリング体制などにあります。

変化の激しい事業環境のなかで、上記の基本的な考えのもと、「改革、スピード&チャレンジ」をキーワードに、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、中長期的観点のもと安定的に企業価値を向上させるため、これらの経営諸施策を確実に実施し、常に未来に挑戦してまいります。

#### (2) 中期経営計画について

当社は2005年2月に2007年を最終年度とする中期経営計画を策定しております。計画の基本的な内容は「収益力の強化（経常利益30億円目標）」・「有利子負債の圧縮（早期に有利子負債額150億円以下に）」・人事戦略（成果主義人事制度導入、スキルの継承等による人材育成）が骨子となっております。中期経営計画に対する進捗につきましては、計画に織り込んでおりました減損会計の実施がございましたが、収益構造、財務体質ともに計画数値を上回っておりますが、更に収益力の強化に努め、経営資源の最適化および事業構造の変革を実施し、一層の財務体質の改善を図ることによって、いわば「未来への発展の礎を築くこと」を主な経営課題といたしております。

こうした中で、当社が企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるため、  
技術力・施工力の優位性を更に目指し、コストダウンに取り組み、競争力の向上を図る。  
既存事業領域・地域の拡大を構築し、規模の拡大、収益の増加を図る。  
財務体質の強化および事業全体に係るリスクマネジメントを徹底する体制の構築を図る。  
人材の確保・育成を含めた経営資源の有効活用を行う。

等の施策を推進しております。

さらに、コンプライアンスの観点から、法令遵守は当然のこと、さまざまなステークホルダーの皆様に対し経営の透明性を一層高め、かつ企業の社会的責任を果たしていく必要があると考えております。

### (3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は監査役会設置会社の形態を選択しておりますが、現在の企業統治形態は、意思決定の迅速性、効果的な内部牽制の両面において、十分機能していると考えております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査室が中心となり業務を支援しております。また、監査役の活動は、取締役会への出席、本社その他の主要事業所および子会社への監査、会計監査人からの監査計画および会計監査結果報告を中心に行っております。

また、内部監査は監査室が毎事業年度の開始前に年度監査計画を策定、取締役会に報告し、各事業所の業務運営と会計処理が法令および社内規定に基づき適正に行われているかについて監査を実施、結果については関係する取締役および対象事業所に報告し、必要に応じて関連部門と連携委員会を開催しております。

当社グループは、経営の透明性の維持、適時適切な情報開示の実施、諸施策に取り組むことがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えと位置づけ、今後も、業務執行の監視体制を強化し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

## 2. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって導入するものですが、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社が今後も企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、長年培ってきた企業風土を背景とした中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損される事になります。

一方、外部者である買収者からの買収の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成するさまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断することは、必ずしも容易ではありません。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性が増す可能性もあることも踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由より、当社取締役会は、本定時総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本日現在、当社株式の大量買付に関する打診及び申入れ等は一切ございませんので、念のため申し添えます。当社の大株主、株主分布状況につきましては、別紙5「株主の状況」をご参照下さい。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

本プランの概要については、別紙1「フローチャート」をご参照下さい。

##### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し、当社取締役会が策定する事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

##### (b) 本新株予約権の発行

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については後記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

##### (c) 独立委員会の設置

当社は、本新株予約権の発行、不発行等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、社外監査役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置します（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙2「独立委員会規程」をご参照下さい。）

当社取締役会は、本プランの発動（本新株予約権の無償割当て）に先立ち、独立委員会に対して、本プランの発動の是非について諮問し、独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。独立委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。なお、設立当初における独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

(d) 本新株予約権の行使・取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上になる買付等

当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

<sup>1</sup>証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup>証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、本議案において同じとします。

<sup>3</sup>証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>4</sup>証券取引法第27条の2第1項に定義されます。本議案3.(2)(a) 及び（注11.において同じとします。

<sup>5</sup>証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>6</sup>証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

<sup>7</sup>証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

<sup>8</sup>証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、本議案において同じとします。

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策  
買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会の検討作業

当社取締役会は、買付者等から本必要情報（追加提出分を含む。）を受領してから、  
（ ）対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付等の場合には60日、  
（ ）その他の買付等の場合には90日の間に（以下「検討期間」といいます。）  
本必要情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。買付等は、検討期間が経過した後初めて実施されるものとします。

また、当社取締役会は、原則として、検討期間内に、独立委員会に対する諮問及び独立委員会からの勧告を経て、本プランの発動の是非に関する決定を行いますが、検討期間内に本プランの発動の是非に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で検討期間を延長することができます（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。以下同じとします。）。当社取締役会は、検討期間の延長の決定を行うに先立ち、独立委員会に対してその是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、最終決定を行うものとします。検討期間を延長するに至った場合は、当社取締役会はその理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、買付者等が本必要情報を提出しない場合、その他本プランに定める手続を遵守しない場合も、本プランの発動の是非について、独立委員会に諮問を行います。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、当社取締役会から本プランの発動の是非について諮問されたときは、買付等の内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会は、買付者等に対して、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会における決議及び勧告のために必要な検討資料その他の情報の提供を求めることができます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他の情報の提供を求めることができます。

独立委員会は、検討期間の延長の是非について諮問されたときも、これを評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会の評価・検討が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

#### 情報開示

当社は、買付者等が現われた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

#### (d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現われた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、下記又はに定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

##### 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には遅滞なく、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（以下(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(e)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当てを中止、又は（無償割当ての効力発生日後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

##### 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき検討等した結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には遅滞なく、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### (e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為  
当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為  
当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為  
当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要な情報が提供されず、又は提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合

(f) 買付等の条件(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合

(g) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」に記載のとおりですが、その概要は、以下のとおりです。

(a) 割当対象株主

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が定める基準日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を控除します。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(b) 新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社株式<sup>9</sup>とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整が無い限り1個とします。

(c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(e) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(h)の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

---

<sup>9</sup> 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式及び本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。

(f) 本新株予約権の行使条件

( ) 特定大量保有者<sup>10</sup>、( ) 特定大量保有者の共同保有者、( ) 特定大量買付者<sup>11</sup>  
( ) その特別関係者、( ) 上記( ) ないし( ) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、( ) 上記( ) ないし( ) に該当する者の関連者<sup>12</sup>(以下、( ) ないし( ) に該当する者を「非適格者」といいます。)のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使できるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(h)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。更に、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての説明・保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することはできません。

<sup>10</sup> 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。ただし、当社、当社の子会社又は当社の関連会社、当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めたと者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間(但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができるものとします。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めたと者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)は、特定大量保有者に該当しないものとします。

<sup>11</sup> 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等(証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。)をいいます。ただし、当社、当社の子会社又は当社の関連会社、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)は、特定大量買付者に該当しないものとします。

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)又はその者と協調して行動する者をいいます。

(g) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(h) 本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、その者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの適用開始、有効期限、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様様の承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は、平成 21 年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は、本プランの有効期間中に、証券取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更の場合には)変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性を高めるための仕組みについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 2「本プラン導入の目的」において記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、特定の株主又は投資家を優遇あるいは拒絶するものではありません。

(3) 事前の開示

本プランは、株主及び投資家の皆様並びに買付者等の予見可能性を高め、株主の皆様適切な選択の機会を確保するために、予め開示するものです。また、当社は、今後も、法令および関係規則に従って適時適切な開示を行います。

(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記3「本プランの内容」において記載したとおり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されるものであり、その有効期間は平成21年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランの存続の適否には株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

(5) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、買付者等による買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資する場合には発動されないように、買付者等が上記3「本プランの内容」に定める情報提供並びに評価期間の確保、その他本プランの定める手続を遵守しなかった場合、その他買付者等による買付等が予め定められた発動事由に該当すると認められない限り、発動されません。そして、かかる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を精緻に分析した上、設定された合理的かつ客観的なものであります。

買付者等による買付等に対する発動事由等の該当性の判断については、独立委員会が独立委員会規程に定められた手続に従ってこれを行い、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定します。

(6) 独立委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、別途独立委員会を設置します。

独立委員会は、かかる独立委員会設置の目的に鑑み、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、独立委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定します。

(7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社では取締役任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(8) 対抗措置の相当性

買付等に対する対抗措置として割り当てられる新株予約権並びにその行使条件についても、新株予約権を当社取締役会の承認を得て第三者への譲渡が可能であることや、事前に割り当てられる新株予約権の内容について開示を行うなど、当社の企業価値及び株主共同の利益確保に必要なかつ相当な範囲内の対抗措置であると言えます。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社に係る取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することになり、保有する当社株式1株当たりの価額の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日後や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式の株価が相当に変動することがあります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、株式名義書換手続は不要です。）

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

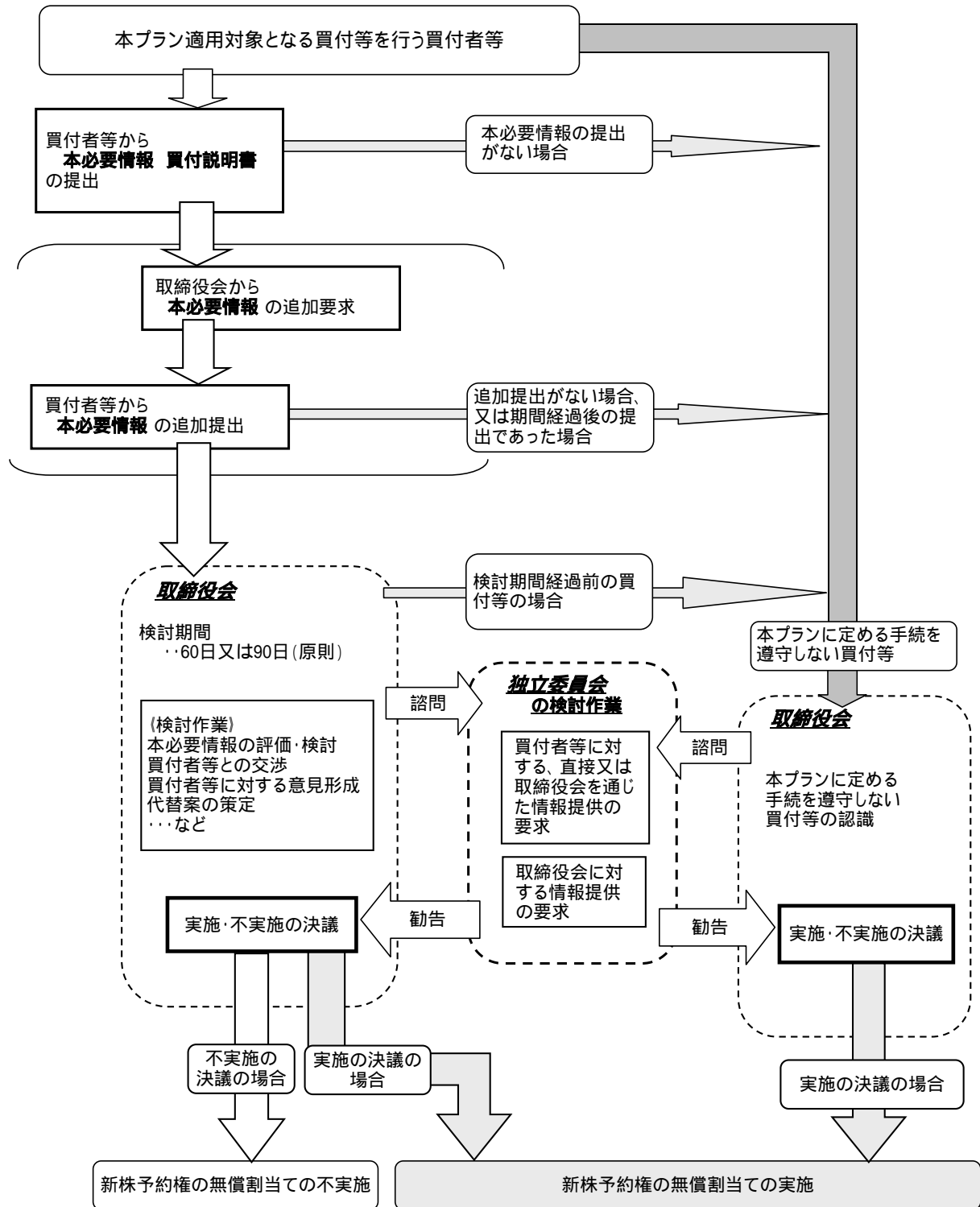
当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき、1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上



## 【別紙 2】

### 独立委員会規程

#### 第 1 条（目的）

当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）の独立委員会については、本独立委員会規程による。なお、本規程に用いる用語は、別段の定めのない限り、本プランにおける用語と同一の意義を有するものとする。

#### 第 2 条（権限及び義務）

独立委員会は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 当社に対する買付等がなされた場合、本独立委員会規程の定めるところに従い、買付等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、第 9 条に定める発動事由の有無につき判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行うこと。
  - (2) 当社取締役会が検討期間の延長の是非について諮問した場合、本独立委員会規程の定めるところに従い、これを評価・検討の上、当社取締役会に対し勧告を行うこと。
  - (3) 当社取締役会が、本プランの修正又は変更に関する議案を株主総会に付議しようとする場合、当該議案を評価・検討の上、当社取締役会に対して付議の可否に関する勧告を行うこと。
  - (4) 前各号に定める他、本プランにおいて当社取締役会が判断すべき事項の内、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項についても判断を行うこと。
- 2 独立委員会は買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料、並びに当社取締役会によるこれらの情報に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会における決議及び勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。
  - 3 独立委員会は買付者等に対して、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会が適宜必要と認める検討資料その他情報の提供を求めることができる。
  - 4 独立委員はその業務の遂行について、善良なる管理者の注意をもって行う。

#### 第 3 条（構成者と役割）

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置され、独立委員会委員は当社取締役会の決議により選任される。

- 2 独立委員会は、独立委員会委員の全員をもって構成する。
- 3 独立委員会委員は、3 名以上とする。
- 4 独立委員会委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社社外監査役を兼務する独立委員会委員が取締役又は監査役で無くなった場合、又は本プランが廃止された場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 5 独立委員会委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
  - (1) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、合わせて「当社等」という。）の取締役、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となつたことがない者
  - (2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者

- (3) 当社等との間に特別利害関係がない者
  - (4) 実績ある法人経営者等、弁護士、公認会計士もしくは有識者又はこれらに準ずる者
- 6 独立委員会は、当社に対する買付等がなされた場合、買付等の内容について情報収集・検討を行い、当社の企業価値・株主の共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならず、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

#### 第4条（開催）

独立委員会は、第5条の規定に基づき、各独立委員会委員が招集した際に、開催する。

#### 第5条（招集権者）

独立委員会は、各独立委員会委員が招集する。

- 2 当社代表取締役社長(代表取締役社長に事故あるときは、予め当社取締役会で定めた他の取締役)は、各独立委員会委員に独立委員会の招集を要請することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から3日以内に独立委員会の招集の通知が発せられない場合は、当社代表取締役が独立委員会を招集することができる。

#### 第6条（招集通知）

独立委員会の招集通知は、各独立委員会委員に対し開催日の3日前までに発信する。ただし、緊急のときはこれを短縮できる。

#### 第7条（招集手続の省略）

独立委員会は、独立委員会委員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して開催することができる。

#### 第8条（決議方法）

独立委員会は、独立委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。ただし、独立委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、独立委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

- 2 独立委員会委員が独立委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 議案に関し特別の利害関係がある独立委員会委員は、決議に加わることができない。

#### 第9条（勧告）

独立委員会は、買付者等による買付等が以下の事由（以下「発動事由」という。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、遅滞なく本プランの発動を勧告する。

- (1) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (2) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
  - 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (3) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (4) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (5) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
- (6) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の現実可能性、買付等の後の経営方針・事業計画及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適當な買付等である場合
- (7) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

ただし、独立委員会は、一旦本プランの発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日までの間、本新株予約権の無償割当てを中止、又は本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができる。

当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合  
当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が発動事由のいずれかに該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

- 2 独立委員会は、発動事由のいずれかに該当しない、又は該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、遅滞なく本プランを発動しないことを勧告する。ただし、独立委員会は、一旦本プランの不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由のいずれかに該当することとなった場合には、本プラン発動の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。
- 3 独立委員会は、決議の結果を、理由を付して、速やかに当社取締役会に勧告する。
- 4 当社取締役会は、前項の独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
- 5 独立委員会が当社取締役会に対して、本条 1 項又は 2 項に定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行う。

#### 第 10 条（諮問）

独立委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、会計監査人又は従業員を独立委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。

- 2 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

第 11 条（議事録）

独立委員会の議事については、その経過要領及び結果を記載した議事録を作成し、出席した独立委員会委員が記名押印する。

- 2 議事録は欠席した独立委員会委員に対し、すみやかに回覧する。

第 12 条（事務局）

独立委員会の事務局は当社総務部とする。

第 13 条（改正）

本規程の改廃は、当社取締役会の決議による。

以 上

附則

1 制定日

本規程は、当社取締役会の決議により平成 19 年 5 月 11 日制定された。

2 発効日

本規程は、平成 19 年 6 月 28 日開催にかかる当社株主総会で本プランの導入が承認されること条件に同日より発効するものとする。

【別紙3】

独立委員会委員の氏名及び略歴

上村恭一（うえむら きょういち）

（昭和15年3月29日生）

略歴：昭和45年4月 公認会計士上村恭一事務所代表（現任）

平成7年6月 当社社外監査役（現任）

平成12年8月 有恒監査法人代表社員（現任）

吉竹英之（よしたけ ひでゆき）

（昭和11年11月1日生）

略歴：平成6年7月 南税務署長

平成7年9月 税理士登録開業（現任）

平成9年6月 当社社外監査役（現任）

礒川正明（いそかわ まさあき）

（昭和21年3月8日生）

略歴：昭和53年3月 大阪弁護士会登録

昭和55年12月 礒川正明法律事務所（現グローバル法律事務所）開設

平成9年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社監査役  
就任（現任）

平成12年4月 大阪弁護士会副会長就任

## 新株予約権無償割当ての要項

### (a) 本新株予約権の内容

#### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社株式（将来、当社が種類株式発行会社〔会社法第2条第13号〕となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式及び本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が平成19年3月期に係る定時株主総会開催時において、現に発行している株式〔普通株式〕と同一の種類の株式を指すものとする。）とする。
- 2) 本新株予約権を取得するのと引換えに当社株式を交付（当社株式を発行すること又はこれに代わる当社の有する当社株式を移転することを合わせていう。以下同じ。）する数及び本新株予約権の行使により当社株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。但し、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得又は行使により当社株式を交付する数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得又は行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

#### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記2)により定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

#### (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所 新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が定める。

#### (4) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記(7)の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は零円とする。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 当社による本新株予約権の取得
- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができる。
  - 2) 当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の効力発生日(下記(d)により定義される。)から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で別途定める日の到来をもって、下記(e)(1)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。  
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、下記(e)(1)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、その者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができものとし、その後も同様とする。
- (8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継  
当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において取得もしくは行使又は消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社(以下「吸収合併存続会社」という。)又は当該合併により設立する会社(以下「新設合併設立会社」という。)に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社(以下「吸収分割承継会社」という。)に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社(以下「新設分割設立会社」という。)に、株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社(以下「株式交換完全親会社」又は「株式移転設立完全親会社」といい、以上の6者を併せて「存続会社等」という。)に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類  
存続会社等の株式
  - 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数  
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

- 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り捨てる。
- 4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得又は権利行使の条件、発行決議の失効等  
本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- 5) 取締役会による譲渡承認について  
本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

- (9) 新株予約権証券の発行制限  
本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当の基準日（下記(d)により定義される。）における最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）に 1 を乗じた数を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当の対象となる株主

本新株予約権の無償割当の基準日（下記(d)により定義される。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主（下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）

(d) 本新株予約権無償割当の基準日及び効力発生日

- (1) 基準日  
当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。
- (2) 効力発生日  
基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

- (1) 1) 特定大量保有者、2) その共同保有者、3) 特定大量買付者、4) その特別関係者、もしくは 5) 上記 1) ないし 4) 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は 6) 上記 1) ないし 5) 記載の者の関連者のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。  
なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。
- 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）について、20%以上の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）を保有する者または 20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。
- 2) 「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

- 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20%以上となる者をいう。
  - 4) 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めたとを含む。）をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。
  - 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めたと、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたとをいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、下記 ないし の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社又は当社の関連会社

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めたとあつて、かつ、特定大量保有者になった後 10 日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めたと（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使する—ために、1)所定の手続の履行もしくは2)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は3)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合（以下「準拠法行使禁止事由」という。）には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1)自らが米国 1933 年証券法ルール 501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ 2)その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は大阪証券取引所に

おける普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1)及び2)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- (5) 上記(1)ないし(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(f) 本新株予約権の行使方法等

- (1) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が上記(e)(1)記載の1)ないし6)のいずれにも該当せず、かかるいずれの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要時事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類ならびに会社法、証券取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会ならびに本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

- (2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(g) 新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(h) 証券取引法による届出

上記各項については、証券取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

【別紙 5】

株主の状況（平成 18 年 9 月 30 日現在）

1. 発行可能株式総数 190,000,000 株

2. 発行済株式総数 66,386,718 株

3. 株主数 5,592 名

4. 大株主の状況（上位 10 名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,805千株	7.2%
大同生命保険株式会社	4,032	6.0
日本生命保険相互会社	3,016	4.5
株式会社三井住友銀行	2,958	4.4
株式会社みずほ銀行	2,957	4.4
財団法人富本奨学会	2,695	4.0
コンサルトマン・サククス・インターナショナル	2,596	3.9
株式会社みずほコーポレート銀行	2,533	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,456	3.7
第一生命保険相互会社	2,130	3.2